

保育時間申出書

令和 年 月 日

(あて先) かつらぎ町長

住所
保護者氏名
連絡先

次の児童のこども園入園について、保育必要時間を下記のとおり申し出ます。

施設名	こども園・保育所(園)		
申請児童名	標・短	標・短	標・短
生年月日	令和 年 月 日(歳児)	令和 年 月 日(歳児)	令和 年 月 日(歳児)

- ※1
- ・支給認定証に記載の保育必要量を記入して下さい。**新規申請の場合は記入不要**です。
 - ・保育必要量(利用時間)とは原則、保育標準時間は一日当たり**最長11時間まで**、保育短時間は一日当たり**最長8時間まで**の利用となります。
 - ・延長保育(開園時間の11時間を超える保育)を必要する場合は、別途「延長保育利用申請書」の提出が必要です。

【保育必要時間】

※空白部分に○を記入して下さい。(例1:平日はおおむね基本保育時間、土曜日は保育を必要としない場合、平日の「基本保育時間」左欄の空白及び土曜日の「土曜日の保育を必要としない」左欄の空白に○を記入。例2:平日は基本保育時間を超えて保育が必要、土曜日は基本保育時間の場合、平日の「基本保育時間を超えて保育が必要」左欄の空白に○を記入。該当する曜日に○、時間は記入。また、土曜日の「基本保育時間」左欄の空白に○を記入。例3:平日・土曜日ともに基本保育時間を超えて保育が必要な場合、平日の「基本保育時間を超えて保育が必要」左欄の空白及び土曜日の「基本保育時間を超えて保育が必要」左欄の空白に○を記入。該当する曜日に○、時間は記入。



該当する箇所に○を記入。必要に応じて曜日に○、時間を記入。

平日		基本保育時間(8:30～16:30)
	基本保育時間を超えて保育が必要	月・火・水・木・金・ほぼ毎日 : ~ :
土曜日		土曜日の保育を必要としない
		基本保育時間(8:30～11:30)
	基本保育時間を超えて保育が必要	: ~ :

※ 保育必要時間には、「買い物」や「習い事の送迎」などは含みません。

【その他】

1.家族の就労時間(就労に関しての拘束時間)と通勤に要する時間を記入ください。

児童との続柄	就労時間	通勤に要する時間(片道)	就労先住所(市町村名)
	: ~ :	約 時間 分	
	: ~ :	約 時間 分	
	: ~ :	約 時間 分	

2.園児の送迎をする方はどなたですか？ 曜日により変わる場合は、分かる範囲で記入して下さい。

(例)主に母親が送迎します。朝の送りは母親で、帰りの迎えは父親がします。

裏面をご覧ください➡

記入要領

- 1 ・この申出書は新入園児・在園児にかかわらず、記入してください。(保育所部のみ)
・通常時の保育必要時間を申出いただくものですので、突発的に基本保育時間を超えて保育が必要な場合は「基本保育時間」左欄に○を記入し、園にご相談ください。
兄弟・姉妹で同じこども園に入園される場合は、1枚の提出で結構です。
- 2 ・保育必要時間は原則、基本保育時間(平日8:30～16:30、土曜日8:30～11:30)となります。ただし、仕事の都合上等やむを得ない場合は、基本時間を超えて保育が可能です。「基本保育時間を超えて保育が必要」左欄に○を記入し、該当する曜日に○を記入し、下記の各こども園の開園時間内で必要保育時間を記入してください。
・平日、土曜日に分けて記入してください。土曜日で保育を必要としない場合は「土曜日の保育を必要としない」左欄に○を記入してください。

3 【こども園の保育時間】

基本保育時間	平日	8:30～16:30
	土曜日	8:30～11:30

【各こども園の開園時間】

佐野こども園	平日	7:00～20:00
	土曜日	7:00～13:00
三谷こども園	平日	7:00～20:00
	土曜日	7:00～13:00

- 4 就労先や就労時間の変更、就労先の住所の変更等により保育必要時間に変更となる場合は、その都度提出して下さい。また、必要に応じて支給認定変更申請書等を提出願います。